

高知県高等学校等奨学金の経済的理由による返還猶予制度実施要領

第1条 この要領は、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（平成14年高知県条例第3号。次条において「条例」という。）第8条第2号及び高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号。次条において「規則」という。）第17条の規定による返還の猶予のうち、経済的な理由によるものの取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第8条第2号に規定する経済的な理由により奨学金を返還することが困難であると認められるときは別表の「経済的理由」欄に掲げる場合とし、規則第17条第8項において準用する同条第1項に規定する奨学金の返還の猶予を受けようとする理由を証する書類は別表の「証明書類」欄に掲げる書類とする。

第3条 奨学金の返還の猶予の期間は、奨学金返還猶予申請書により県が承認した期間とする。

附 則

この要領は、平成24年12月28日から施行し、平成24年度に貸与を受けている者及び貸与が決定された者から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

経済的理由	証明書類	証明発行者
低収入・低所得の場合（給与所得者の場合は年間収入金額が150万円以下、給与所得者以外の場合は必要経費控除後の所得金額が85万円以下）	①から③までのいずれかの書類 ① 所得証明書 ② 市・県民税（所得・課税）証明書 ③ 住民税非課税証明書 ただし、申請者が高等学校又は大学等を卒業後1年以内である場合や、直近の状況について証明する必要がある場合等は、アからカまでのいずれかの書類とする。 ア 源泉徴収票（前年分）の写し イ 返還猶予の申請時から直近の連続3か月分の給与明細書の写し（事業所名、本人氏名、支給総額及び支給年月が明記されたもの） ウ 勤務先発行の給与証明 エ 都道府県住民税の申告書の写し オ その他本人の収入を確認できる書類の写し カ 民生委員の証明（返還猶予申請の直近3か月以内のもの）	市町村長 勤務先 民生委員
無職の場合	失業した場合（失業から1年以内の場合） ①から④までのいずれかの書類 ① 雇用保険受給資格者証（求職活動記録面を含む。）の写し ② 雇用保険被保険者離職票の写し ③ 失業者退職手当受給資格証の写し ④ 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し （喪失理由が離職であり、離職年月日を確認できる場合に限る。） ①から④までの書類の取得が困難な場合は、ア、イのいずれかの書類 ア 退職証明書 イ 雇用関係が終了したことを確認できるものの写し 学校等を卒業してまだ一度も就職していない場合 （高等学校等卒業又は大学等の在学による猶予の終了から1年2か月以内の場合） ①から③までのいずれかの書類 ① 卒業証明書 ② 求職受付票（ハローワークカード）の写し ③ 民生委員の証明（返還猶予申請の直近3か月以内のもの）	職業安定所長 勤務先 出身学校長 職業安定所長 民生委員
生活保護法による生活扶助を受けている場合	生活保護を受給していることを証明する書類（返還猶予申請の直近3か月以内に発行されたもの）	社会福祉事務所長

